江別市スポーツ協会表彰規程

第１条　この規程は、江別市スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第４条第６号に基づき、表彰に関する必要な事項を定める。

第２条　表彰は、江別市におけるスポーツの健全な普及振興に貢献し、その功績が顕著であると認められる、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

(1)　スポーツの普及振興のため献身的に尽力し、他の範となる団体又は個人。

(2)　スポーツを通じ江別市の地域社会に貢献し、その功績が顕著な団体及び個人。

２　表彰基準及び推薦要領は、別に定める。

第３条　表彰は、本会加盟団体規程第２条に基づく所属団体から推薦されたもの及び協会が特に必要と認めるものについて、理事会において決定する。

第４条　表彰は、表彰盾により行う。

第５条　表彰の時期については、別に定める。

第６条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附　則

この規程は、昭和４４年５月１４日から施行する。

附　則

この規程は、平成１１年５月１２日から施行し、平成１１年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、２０２０年４月１日から施行する。

江別市スポーツ協会表彰基準及び推薦要領

（昭和４４年５月１４日制定）
（平成１１年５月１２日全部改正）
（平成１６年６月２４日一部改正）
（平成１８年６月２７日一部改正）
（平成１８年９月２９日一部改正）
（平成２３年５月２７日一部改正）

１．表彰基準

⑴　個人

①　江別市内の当該競技を統括する団体等（以下「加盟団体」という。）における活動が、通算１５年以上にわたり本市のスポーツの普及発展のため尽力したと認められる６０歳以上の者。ただし、過去に当協会の表彰を受けたことのある者及び公務員が本務としてスポーツの振興・指導に現にあたっている者を除く。

年数、年齢の基準日は、当該表彰年度の４月１日とする。

②　全国大会において６位以内入賞の成績を収めた者。ただし、２度目以降に表彰を受けようとする者は、同一大会にあっては優勝を除き前回を超える成績を収めた場合に限る。

③　競技会において全道記録もしくは日本記録、世界記録を更新し、又はこれらと同等の成績を収めた者。

④　上記②及び③は、加盟団体に登録している者とする。ただし、加盟団体に登録している者が、加盟団体に登録していない団体の構成員となり当該団体が全国大会において優勝又は準優勝したときは、個人表彰の対象とする。

⑤　その他、江別市のスポーツ界に貢献し、その業績が優秀で社会的価値があると認められる者。

⑵　団　体

①　スポーツ団体として組織的に社会体育活動を行っており、その活動がスポーツ精神の昂揚を助長するとともに、その実績が顕著な団体。

②　全国大会において６位以内入賞の成績を収めた団体。ただし、２度目以降に表彰を受けようとする団体は、同一大会にあっては優勝を除き前回を超える成績を収めた場合に限る。

③　競技会において全道記録もしくは日本記録、世界記録を更新し、又はこれらと同等の成績を収めた団体。

④　当該団体の活動が、地域住民又は職場従業員の健康並びに体力増進に著しく貢献し、その生活を明るく豊かにするために寄与している団体。

⑤　上記①から④は、加盟団体に登録している団体とする。

⑥　その他、江別市のスポーツ界に貢献し、その業績が優秀で社会的価値があると認められる団体。

２．推薦要領

⑴　個人及び団体ともに、加盟団体等を通じて別紙様式により推薦するものとする。

⑵　児童、生徒を推薦する場合は、当該学校長と協議し同意を得たうえで加盟団体等を通じて推薦するものとする。

附　則

この規程は、２０２０年４月１日から施行する。